

青森県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 心のヘルスアップ事業

理由：本県の自殺者減少に向けた取り組みが急がれるため。

(2) 小規模作業所運営費補助

理由：在宅障害者の自立生活を促進するため。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画している

参画組織：青森県精神保健福祉審議会
青森県精神保健福祉協会

(2) 保健所・市町村レベル 参画していない

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

	現状値 (平成 15 年度)	目標値 (平成 19 年度)
①精神障害者ホームヘルパー	7.6% (368 人)	精神保健福祉手帳 所持者の 12%
②小規模通所授産施設	-	4 か所
③精神障害者生活訓練施設	8 か所 (160 人)	10 か所 (200 人)
④精神障害者福祉ホーム B 型	2 か所 (40 人)	7 か所 (140 人)
⑤精神障害者授産施設	7 か所 (160 人)	9 か所 (210 人)
⑥精神障害者地域生活支援センター	14 か所	20 か所

※ 新青森県障害者計画より

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 精神科救急入院料 | 該当なし |
| (2) 精神科急性期治療病棟入院料 | 該当なし |
| (3) 精神療養病棟入院料 | 6 施設 (631 床) |
| (4) 児童・思春期入院医療管理加算 | 該当なし |
| (5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料 | 2 施設 (120 床) |
| (6) 重度痴呆患者入院治療料 | 該当なし |
| (7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料 | 5 施設 (424 床) |

岩手県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 地域障害者居宅介護等事業

理由：精神障害者の日常生活支援対応として非常に重要。

(2) 精神障害者地域生活援助事業費補助

理由：精神障害者の生活の場の確保として非常に重要。

(3) 精神障害者社会参加促進事業

理由：精神障害者の社会参加を支援・促進するため、保健所及び市町村において実施できるメニューがあることから活用を図ることが重要。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

- (1) 都道府県レベル 参画していない
 (2) 保健所・市町村レベル 参画していない

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

	現状値 (平成 11 年度)	目標値 (平成年度)
①精神障害者地域生活支援事業	5ヶ所	13ヶ所
②障害者ホームヘルプ事業	0人	59人
③障害者ショートステイ事業	6床	20床
④障害者福祉ホーム、通勤寮整備事業	1施設	3施設
⑤精神障害者生活訓練施設整備事業	4施設	10施設
⑥障害者授産施設整備事業	4施設	18施設
⑦障害者福祉工場整備事業	0施設	1施設
⑧精神科デイケア施設整備事業	15	22
⑨精神科長期在院患者療養体制整備事業	0	10
⑩神科救急医療システム整備事業	3	4

※ 岩手県障害者プランより

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

- (1) 精神科救急入院料 該当なし
 (2) 精神科急性期治療病棟入院料 該当なし
 (3) 精神療養病棟入院料 1施設 (60床)
 (4) 児童・思春期入院医療管理加算 該当なし
 (5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料 1施設 (50床)
 (6) 重度痴呆患者入院治療料 1施設 (45床)
 (7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料 1施設 (50床)

秋田県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 精神科救急医療システム整備事業

理由：情報センター設置に向けて重点事業として取り組んでいる。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画していない

(2) 保健所・市町村レベル 参画していない

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

該当資料なし

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

(1) 精神科救急入院料	該当なし
(2) 精神科急性期治療病棟入院料	1 施設 (38 床)
(3) 精神療養病棟入院料	5 施設 (616 床)
(4) 児童・思春期入院医療管理加算	該当なし
(5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料	2 施設 (100 床)
(6) 重度痴呆患者入院治療料	該当なし
(7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料	3 施設 (150 床)

山形県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 心の健康づくり推進事業

理由：自殺防止策の検討が必要と考えているため。

(2) 精神障害者社会復帰施設整備事業

理由：社会復帰促進のため重要と考えているため。

(3) 精神科救急医療システム整備事業

理由：円滑な事業促進が精神科医療に寄与と考えているため。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画している

参画組織：山形県障害者施策推進協議会

(2) 保健所・市町村レベル 参画していない

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

	現状値 (平成 14 年度)	目標値 (平成 19 年度)
①精神障害者小規模通所授産施設	0 箇所 (0 人)	3 箇所 (40 人)
②精神障害者ショートステイ (専用床)	0 床	2 床
③精神障害者グループホーム	134 人	151 人
④精神障害者福祉ホーム	0 人	78 人
⑤精神障害者生活支援センター	4 箇所	6 箇所

※ 第 3 次山形県障害者計画より

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

(1) 精神科救急入院料	該当なし
(2) 精神科急性期治療病棟入院料	3 施設 (180 床)
(3) 精神療養病棟入院料	8 施設 (684 床)
(4) 児童・思春期入院医療管理加算	該当なし
(5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料	該当なし
(6) 重度痴呆患者入院治療料	該当なし
(7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料	6 施設 (345 床)

福島県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 精神障害者居宅生活支援事業

理由：平成14年度から導入されたが、まだ実施市町村数が少ないため。

(2) 精神保健医療

理由：入院患者等の適正医療と人権に配慮した処遇の確保のため。

(3) 心の健康サポート事業

理由：青壮年期のひきこもりやうつ病による中高年の自殺に対応するため。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 今後参画の予定がある

参画組織：福島県精神保健福祉審議会

(2) 保健所・市町村レベル 参画していない

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

該当資料なし

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

(1) 精神科救急入院料	該当なし
(2) 精神科急性期治療病棟入院料	3施設 (136床)
(3) 精神療養病棟入院料	14施設 (1149床)
(4) 児童・思春期入院医療管理加算	該当なし
(5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料	6施設 (311床)
(6) 重度痴呆患者入院治療料	1施設 (50床)
(7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料	5施設 (264床)

茨城県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 精神科救急医療システム運営事業費

理由：夜間救急が未実施（全国で4県）であり、早急に実施できる体制を構築していかなければならないため。

(2) 精神障害者ピア・ホームヘルパー養成事業費

理由：大阪府に次いで全国2番目の事業であり、精神障害者の就労促進及び精神障害者に対するホームヘルプサービスの普及を図る上で必要なため。

(3) 社会的入院退院促進事業

理由：今回の指標でも表されているが、本県は社会的入院者が多く、積極的に社会復帰を促進する必要があるため。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

- (1) 都道府県レベル 参画していない
 (2) 保健所・市町村レベル 参画していない

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

	現状値 (平成14年10月)	目標値 (平成19年度末)
①精神障害者グループホーム	126人	180人
②精神障害者福祉ホーム	40人	220人
③精神障害者協同作業所	475人	550人
④精神障害者社会適応訓練事業	48人	80人
⑤精神障害者デイサービス	240人	300人
⑥精神障害者ホームヘルパー養成	400人	700人
⑦精神科デイケア	1259人	1400人
⑧精神障害者生活訓練施設	120人	240人
⑨精神障害者授産施設・福祉工場	115人	265人
⑩精神障害者地域生活支援センター	200人	390人

※ いばらき障害者いきいきプランより

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

- (1) 精神科救急入院料 該当なし
 (2) 精神科急性期治療病棟入院料 該当なし
 (3) 精神療養病棟入院料 13施設 (3291床)
 (4) 児童・思春期入院医療管理加算 該当なし
 (5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料 2施設 (100床)
 (6) 重度痴呆患者入院治療料 該当なし
 (7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料 5施設 (274床)

埼玉県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 精神科救急情報センター等事業

理由：休日・夜間の対応が急務のため。

(2) ひきこもり対策事業

理由：支援策が限られており、ひきこもりの対応に限界があるため。

(3) 市町村精神障害者福祉サービス支援事業

理由：各市町村で居宅生活支援事業の定着が必要。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画している

参画組織：埼玉県障害者施策推進協議会

(2) 保健所・市町村レベル 参画している

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

該当資料なし

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

(1) 精神科救急入院料	該当なし
(2) 精神科急性期治療病棟入院料	4 施設 (217 床)
(3) 精神療養病棟入院料	16 施設 (1706 床)
(4) 児童・思春期入院医療管理加算	該当なし
(5) 老人性痴呆疾患治療病棟	8 施設 (518 床)
(6) 重度痴呆患者入院治療料	該当なし
(7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料入院料	12 施設 (1267 床)

神奈川県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 精神科救急医療

理由：精神障害者が安心して日常生活を送るためには、福祉施策だけではなく、不十分な救急医療体制整備も不可欠である。

(2) 社会復帰施設設備整備事業費補助、運営費補助

理由：本県においては、社会復帰施設及びショートステイ施設が十分でない状況がある。

(3) 居宅生活支援事業、就労支援

理由：グループホームの開設促進とともに、日常生活を支える在宅福祉サービス、就労支援を含む日中活動の場の確保を重視している。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画している

参画組織：神奈川県精神保健福祉審議会
かながわ障害者計画（仮称）策定委員会

(2) 保健所・市町村レベル 参画している

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

該当資料なし

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

(1) 精神科救急入院料	該当なし
(2) 精神科急性期治療病棟入院料	3 施設 (143 床)
(3) 精神療養病棟入院料	19 施設 (2242 床)
(4) 児童・思春期入院医療管理加算	1 施設 (40 床)
(5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料	9 施設 (428 床)
(6) 重度痴呆患者入院治療料	1 施設 (44 床)
(7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料	18 施設 (1274 床)

新潟県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) こころの健康づくり推進事業

理由：新潟県の自殺率は全国的に見ても高いため。

(2) 精神障害者社会復帰施設補助事業

理由：早くから取り組んできた事業ではあるが、社会復帰のために必要な施設はまだ不足しており整備の必要性があるため。

(3) 精神障害者居宅生活支援事業

理由：新たなニーズに対応する事業であるため重要視している。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画している

参画組織：障害者芸術文化祭実行委員会

(2) 保健所・市町村レベル 参画していない

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

該当資料なし

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

(1) 精神科救急入院料	該当なし	
(2) 精神科急性期治療病棟入院料	3 施設	(97 床)
(3) 精神療養病棟入院料	13 施設	(1485 床)
(4) 児童・思春期入院医療管理加算	該当なし	
(5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料	9 施設	(493 床)
(6) 重度痴呆患者入院治療料	該当なし	
(7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料	12 施設	(651 床)

千葉県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

- (1) 精神障害者グループホーム運営費補助事業
理由：精神障害者の社会復帰促進を図るため。
- (2) 精神障害者ふれあいホーム運営費補助事業
理由：精神障害者の社会復帰促進を図るため。
- (3) 精神障害者居宅介護等（ホームヘルプサービス）事業
理由：精神障害者の社会復帰促進を図るため。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

- (1) 都道府県レベル 参画している
参画組織：「今後の千葉県における精神保健福祉施策」答申案作成ワーキンググループ
- (2) 保健所・市町村レベル 参画していない

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

該当資料なし

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

(1) 精神科救急入院料	1 施設	(50 床)
(2) 精神科急性期治療病棟入院料	6 施設	(317 床)
(3) 精神療養病棟入院料	24 施設	(3988 床)
(4) 児童・思春期入院医療管理加算	2 施設	(86 床)
(5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料	3 施設	(145 床)
(6) 重度痴呆患者入院治療料	2 施設	(69 床)
(7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料	8 施設	(553 床)

富山県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 社会復帰施設運営・整備事業

理由：社会復帰のための指導・援助や生活の場（社会的入院患者の受け皿）、就労の場を確保するため。

(2) 精神障害者居宅生活支援事業

理由：地域における精神障害者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促進するため。

(3) 社会的入院退院促進事業

理由：今回の指標でも表されているが、本県は社会的入院者が多く、積極的に社会復帰を促進する必要があるため

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画している

参画組織：富山県精神保健福祉審議会
富山県障害者施策推進協議会

(2) 保健所・市町村レベル 参画している

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

	現状値 (平成 13 年度)	目標値 (平成 17 年度)
②精神障害者福祉ホーム	—	4 (40 人)
④精神障害者社会適応訓練事業	21 人	50 人
⑥精神障害者ホームヘルパー養成	164 人	512 人
⑧精神障害者生活訓練施設	2 箇所 (40 人)	4 箇所 (80 人)
⑨精神障害者授産施設・福祉工場	8 箇所 (185 人)	11 箇所 (235 人)
⑩精神障害者地域生活支援センター	5 箇所	8 箇所

※ ご回答資料より

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 精神科救急入院料 | 該当なし |
| (2) 精神科急性期治療病棟入院料 | 該当なし |
| (3) 精神療養病棟入院料 | 9 施設 (1236 床) |
| (4) 児童・思春期入院医療管理加算 | 該当なし |
| (5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料 | 5 施設 (285 床) |
| (6) 重度痴呆患者入院治療料 | 該当なし |
| (7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料 | 4 施設 (203 床) |

石川県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画していない

(2) 保健所・市町村レベル 参画していない

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

	現状値 (平成 13 年度)	目標値 (平成 18 度)
①ホームヘルパー（常勤）換算人数	0 人	118 人
②生活訓練施設	3 箇所：64 人	3 箇所：64 人
③福祉ホーム B 型	1 箇所：20 人	11 箇所：230 人
④入所授産施設	1 箇所：30 人	1 箇所：30 人
⑤福祉工場	1 箇所：29 人	2 箇所：59 人
⑥通所授産施設	2 箇所：40 人	3 箇所：60 人
⑦小規模作業所	15 箇所：227 人	19 箇所：340 人
⑧地域生活支援センター	6 箇所	8 箇所
⑨福祉ホーム	4 箇所：44 人	4 箇所：44 人
⑩グループホーム	23 箇所：142 人	46 箇所：257 人

※ いしかわ障害者プラン 2002

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 精神科救急入院料 | 1 施設 (44 床) |
| (2) 精神科急性期治療病棟入院料 | 該当なし |
| (3) 精神療養病棟入院料 | 8 施設 (960 床) |
| (4) 児童・思春期入院医療管理加算 | 該当なし |
| (5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料 | 3 施設 (134 床) |
| (6) 重度痴呆患者入院治療料 | 1 施設 (50 床) |
| (7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料 | 5 施設 (386 床) |

山梨県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 精神障害者居宅生活支援事業

理由：地域で生活する精神障害者を支える事業として重要と考えるため。

(2) 障害者の明るいくらし促進事業（ピアカウンセリング、地域交流事業）。

理由：地域で生活する精神障害者を支える事業として重要と考えるため。

(3) 精神科救急医療事業

理由：地域で生活する精神障害者の医療サービスの向上を図るため

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画している

参画組織：障害者プラン策定委員会、心の健康を考える集い実行委員会
宿泊交流事業実行委員会

(2) 保健所・市町村レベル 参画している

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

	現状値 (平成9年度末現在)	目標値 (平成15年度)
①精神障害者福祉工場	-	定員30人
②精神障害者社会適応訓練事業	31事業所	40事業所
③精神障害者小規模作業所	定員142人	定員187人
④精神障害者地域生活支援事業	1か所	6か所
⑤精神科デイケア施設の整備	7か所	11か所
⑥精神障害者専用居室	-	3人分
⑦精神薄弱者厚生施設の整備	定員525人	定員625人
⑧精神薄弱者授産施設の整備（入所）	定員240人	定員270人
⑨精神薄弱者授産施設の整備（通所）	定員124人	定員274人
⑩精神障害者生活訓練施設	定員20人	定員100人
⑪精神障害者通所授産施設の整備	定員20人	定員100人
⑫施精神障害者福祉ホームの整備	-	2か所
⑬精神障害者グループホーム	9か所	18か所

※ やまなし障害者プラン

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 精神科救急入院料 | 該当なし |
| (2) 精神科急性期治療病棟入院料 | 該当なし |
| (3) 精神療養病棟入院料 | 5施設（487床） |
| (4) 児童・思春期入院医療管理加算 | 該当なし |
| (5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料 | 2施設（98床） |
| (6) 重度痴呆患者入院治療料 | 該当なし |
| (7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料 | 1施設（60床） |

岐阜県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 長期社会的入院者自立支援事業

理由：無回答

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画していない

(2) 保健所・市町村レベル 参画していない

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

	現状値 (平成 8 年度末現在)	目標値 (平成 16 年度)
①精神障害者生活訓練施設（援護寮）	1 か所（26 人）	5 か所（100 人）
②ショートステイ	0	2 か所（4 人）
③精神障害者福祉ホーム	1 か所（13 人）	5 か所（50 人）
④精神障害者授産施設（通所）	0	5 か所（100 人）
⑤精神障害者授産施設（入所）	0	2 か所（60 人）
⑥精神障害者福祉工場	0	1 か所（30 人）
⑦精神障害者地域生活支援センター	0	14 か所（280 人）
⑧精神障害者グループホーム	2 か所（11 人）	15 か所（75 人）
⑨精神障害者小規模作業所	9 か所（129 人）	15 か所（300 人）
⑩精神科デイケア施設	6 か所（168 人）	15 か所（450 人）

※ ご回答資料より

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

(1) 精神科救急入院料	該当なし
(2) 精神科急性期治療病棟入院料	該当なし
(3) 精神療養病棟入院料	5 施設（779 床）
(4) 児童・思春期入院医療管理加算	該当なし
(5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料	2 施設（92 床）
(6) 重度痴呆患者入院治療料	該当なし
(7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料	4 施設（260 床）

静岡県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 社会復帰施設の計画的整備

理由：緊急時に適切な医療が受けられる体制が十分に整っていないため

(2) 社会復帰施設の計画的整備

理由：これからの施策の方向性（入院医療中心→地域へ）として重要

(3) 地域生活支援センターの機能強化

（*事務事業には含まれていませんが、力を入れて行く事業のため回答します。）

理由：これからの施策の方向性（入院医療中心→地域へ）として重要

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画している

参画組織：医療計画策定等の協議会

地方精神保健福祉審議会

(2) 保健所・市町村レベル 参画している

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

該当資料なし

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

(1) 精神科救急入院料	1 施設	(46 床)
(2) 精神科急性期治療病棟入院料	3 施設	(150 床)
(3) 精神療養病棟入院料	15 施設	(1684 床)
(4) 児童・思春期入院医療管理加算	該当なし	
(5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料	1 施設	(50 床)
(6) 重度痴呆患者入院治療料	該当なし	
(7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料	6 施設	(648 床)

愛知県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

- (1) 市町村への保健所、精神保健福祉センターによる技術支援。

理由：県から市町村への事務移管を円滑に進めるため。

- (2) 精神科救急医療システムの整備

理由：精神障害者及びその家族の地域生活の安定のため。

- (3) 小規模保護作業所の運営援助と小規模通所授産所への移行支援

理由：当面の決定施設数の不足分を補いつつ法定施設の整備を進めるため。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

- (1) 都道府県レベル 参画していない

- (2) 保健所・市町村レベル 参画している

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

該当資料なし

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 精神科救急入院料 | 該当なし |
| (2) 精神科急性期治療病棟入院料 | 6 施設 (307 床) |
| (3) 精神療養病棟入院料 | 19 施設 (2526 床) |
| (4) 児童・思春期入院医療管理加算 | 該当なし |
| (5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料 | 1 施設 (40 床) |
| (6) 重度痴呆患者入院治療料 | 1 施設 (50 床) |
| (7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料 | 1 施設 (120 床) |

滋賀県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 精神科救急医療システム事業

理由：精神科救急医療体制の確保

(2) 精神障害者社会復帰施設・設備整備事業

理由：社会復帰の促進

(3) 精神障害者居宅生活支援事業

理由：在宅福祉サービスの充実

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画していない

(2) 保健所・市町村レベル 参画していない

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

	現状値 (平成 14 年度末)	目標値 (平成 19 年度末)
①ケアコーディネーター・生活支援ワーカー	0 人	33 人
②精神障害者生活訓練施設（援護寮）	60 人分	120 人分
③精神障害者グループホーム・福祉ホーム	84 人分	154 人分
④ホームヘルプ事業	6904 時間	40800 時間
⑤デイサービス	-	4 か所
⑥ショートステイ	4 床	10 床
⑦生活支援センター	5 か所	13 か所
⑧精神障害者通所授産施設・共同作業所・福祉工場	360 人分	640 人分

※ 新・淡海障害者プラン

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 精神科救急入院料 | 該当なし |
| (2) 精神科急性期治療病棟入院料 | 該当なし |
| (3) 精神療養病棟入院料 | 6 施設 (792 床) |
| (4) 児童・思春期入院医療管理加算入院料 | 該当なし |
| (5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料 | 1 施設 (50 床) |
| (6) 重度痴呆患者入院治療料 | 該当なし |
| (7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料 | 2 施設 (120 床) |

京都府

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 精神科救急医療システムの運用

理由：24時間体制での精神科医療を他の診療科と同様に提供するため。

(2) 社会適応訓練事業

理由：精神障害者の社会復帰を積極的に推進するため。

(3) 地域保健充実事業

理由：特に市町村との連絡、支援が当面重要なため。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 道府県レベル 参画していない

(2) 保健所・市町村レベル 参画していない

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

該当資料なし

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

(1) 精神科救急入院料	該当なし
(2) 精神科急性期治療病棟入院料	4施設 (201床)
(3) 精神療養病棟入院料	8施設 (898床)
(4) 児童・思春期入院医療管理加算	該当なし
(5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料	2施設 (116床)
(6) 重度痴呆患者入院治療料	該当なし
(7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料	2施設 (120床)

大阪府

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

- (1) 社会的入院解消のための退院促進支援事業（精神障害者退院促進支援事業）
理由：ノーマライゼーションを図る上で優先課題、答申の具体化。
- (2) 障害者居宅生活支援事業（特にホームヘルプサービス）
理由：地域での自立した生活には介護の社会化の定着が重要。市町村精神保健福祉業務定着の要。
- (3) 精神障害者地域生活支援センター整備・運営補助
理由：地域における支援体制整備の拠点となる施設。

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

- (1) 道府県レベル 参画している
参画組織：大阪府精神保健福祉審議会
大阪府障害者施策推進協議会
大阪府精神障害者権利擁護連絡協議会
- (2) 保健所・市町村レベル 参画している

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

	現状値	目標値 (平成 19 年度末)
①障害者向けホームヘルパー派遣事業の充実	-	64 万時間
②グループホーム等の設置促進	-	720 人
③精神障害者通所型施設の整備促進	-	2800 人
④社会的入院解消のための退院促進支援事業の実施	-	950 人（退院促進）

※第 3 次大阪府障害者計画

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

- (1) 精神科救急入院料 1 施設 (32 床)
- (2) 精神科急性期治療病棟入院料 12 施設 (793 床)
- (3) 精神療養病棟入院料 28 施設 (4469 床)
- (4) 児童・思春期入院医療管理加算 2 施設 (111 床)
- (5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料 8 施設 (436 床)
- (6) 重度痴呆患者入院治療料 該当なし
- (7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料 14 施設 (1177 床)

兵庫県

1. 現在、力を入れて実施している事務事業

(1) 精神障害者居宅生活支援事業

理由：無回答

(2) 入院患者退院促進事業

理由：無回答

(3) 総合的こころのケア事業

理由：無回答

2. 精神保健医療福祉施策・事務事業の企画・立案への当事者の参画状況

(1) 都道府県レベル 参画している

参画組織：精神科医療体制のあり方検討委員会

(2) 保健所・市町村レベル参画している

3. 精神保健医療福祉関係の評価指標

該当資料なし

4. 診療報酬上の精神科包括病棟

(1) 精神科救急入院料	該当なし
(2) 精神科急性期治療病棟入院料	2 施設 (112 床)
(3) 精神療養病棟入院料	20 施設 (2525 床)
(4) 児童・思春期入院医療管理加算	該当なし
(5) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料	7 施設 (456 床)
(6) 重度痴呆患者入院治療料	該当なし
(7) 老人性痴呆疾患療養病棟入院料	6 施設 (505 床)